

令和 6 年 度

令和 2 年 7 月豪雨に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 1
 - 1. 所管事務調査 1 1
-

令和 6 年 6 月 1 0 日（月曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和6年6月10日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時05分閉議（実時間113分）

○本日の会議に付した案件

- 議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
- 所管事務調査
 - 令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査（令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証について）
 - （道の駅坂本再整備基本計画について）
 - （坂本支所周辺の整備について）

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	谷川登君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	増田一喜君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 成松由紀夫君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	田中孝君
総務企画部次長	梅野展文君

坂本支所長	松野光洋君
坂本支所産業建設課 農林水産係長	東誠也君

経済文化交流部長	野々口正治君
経済文化交流部次長	緒方浩君
観光振興課長	甲斐春一君
観光振興課長補佐	川上善久君
観光振興課観光振興係長	宮崎克彦君
農林水産部長	豊田浩史君
農林水産部次長	續良彦君
水産林務課長	前田浩信君

健康福祉部
理事兼健康福祉政策課長 石本淳君
建設部

復興整備課長	坂井宏全君
復興整備課復興整備係長	米田真君
住宅課長	上村和寛君
住宅課長補佐兼市営住宅係長	村上修一君
営繕課長	五十嵐誠君

○記録担当書記 安永尚斗君
松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（上村哲三君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第47号・令和6年度八代市一般会計補

正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳出の第2款・総務費について、総務企画部から説明をお願いします。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の田中でございます。

それでは、本委員会に付託されました議案のうち、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、総務企画部所管分につきまして、梅野次長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○総務企画部次長（梅野展文君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務企画部の梅野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○総務企画部次長（梅野展文君） それでは、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

12ページ上段の表を御覧ください。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費に、補正額279万6000円を追加し、2億8765万6000円といたしております。

表の中央、補正額の財源内訳につきましては、全額が一般財源となっておりますが、特別交付税により措置されることとなっております。

補正額の主な内訳としましては、節1・報酬129万7000円、節12・委託料30万円、節13・使用料及び賃借料54万7000円でございます。

内容につきましては、表の右、説明欄の上から3つ目に記載しております地域おこし協力隊事業でございます。

本事業は、本市坂本町におきまして、令和2

年7月豪雨による急激な人口減少・高齢化により農業の担い手不足が深刻化しておりますことから、農業を通じて定住・定着を図り、地域活性化につなげるため、新たに地域おこし協力隊員1名の募集を行うに当たり、その経費を補正するものでございます。

以上、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、本委員会に付託の総務企画部所管分についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑をお願いします。

○委員（野崎伸也君） すみません、1名雇用というようなことでお聞きしましたが、具体的にどのような……

○委員長（上村哲三君） もうちょっと声を大きくして。

○委員（野崎伸也君） 具体的にどのようなお仕事を期待されているんですか。

○坂本支所産業建設課農林水産係長（東 誠也君） 坂本支所産業建設課の東でございます。

具体的にどのような活動をしてもらうかということですが、一応、新規就農できるよう支援することとしており、米やニンニクの生産のための一連の流れや、あと、みそや漬物、黒ニンニク等の加工品等の製造など、作物の生産、販売から経営に関することまで幅広く取り組んでいただけるように計画しております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員（山本幸廣君） 関連ですけれども、報酬の129万7000円、予算づけをしてあるんですけれども、この協力隊員は、市内の人、市外の人か、そして専門の何かの資格を持っておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

○坂本支所産業建設課農林水産係長（東 誠也君） 一応、今回の地域おこし協力隊というのがありますね、都市部からの受入れということになりますので、首都圏、近畿圏ですかね、中京圏の、あと政令指定都市ですね、からの受入れということになりますので、市内からの受入れではありません。

専門的な知識のほうはですね、特に要しておりませんので、はい。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 専門的な知識というのがないという中での協力隊員として、どういふふうな指導をするかということは、大体他市も含めて、いろいろと異業種の中でもですね、観光なのか、それとも農業振興なのか、それとも等々たくさんあるわけですね。

ある程度、協力隊って、やっぱし実績とか、そしてまた、その経歴とか、そういう中でですね、専門分野の中で、私は協力隊員というのは募集をし、そしてまた、これ予算計上でも、やっぱしある程度の予算を計上しながらですね、ほかの協力隊員との比較もあると思うわけですが、これだけの復旧を求めていく坂本地域についてはですよ、やはりもう少し真剣に、この協力隊員の中身について検討してほしかったなというふうに感じますけれども、そこら辺り、何か、この人ならば振興に大変努力してくれるだろうという、何か一つはあったと思うんですね。何かというといかんですけれども、そういう中で採用されたということで理解をいたしますが、今後そのようなことに直面したときには、ある程度経歴等も含めて、実績等も含めて、私は募集をしていただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 意見でよかです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 坂本町の災害復興の一環として、この地域おこし協力隊の事業を取り入れられてると思うんですが、これは、この人には坂本町全体を対象として活動してもらうんですか。それとも、もうある程度方向性が決まった地域での活動ということで取り組まれるんですか。その辺についてはどう。

○坂本支所産業建設課農林水産係長（東 誠也君） 一応ですね、受入先のほうを、もう決めておりまして、一応受入先のほうはですね、坂本町の鶴喰のほうの農事組合法人で、ふるさと納税の返礼品にもなっている鶴喰米を作られていらっしゃる鶴喰の花村を受入先として検討しております。

地域は限定されるんですが、坂本全体をちょっと考えて、一応受け入れたいと思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 橋本委員と同じ質問が1つあったのと、あと、今現在2名の地域おこし協力隊の方がいらっしゃると思うんですが、やはり今入っておられる2名の方と連携を図っていくことも、やっぱり坂本をですね、活性化していく一つの方法ではないかなというふうに思っているんですけど、その辺りは、執行部としてどのような思いでいらっしゃるのでしょうか。

○坂本支所長（松野光洋君） おはようございます。坂本支所長の松野です。よろしく申し上げます。

地域おこし協力隊、今、坂本のほうに2名来られております。

今現在は産業だったりとか、観光のほうに力を入れて取り組んでおられます。商品の加工だったりとかということも含めて、啓発をしていたという活動を主にされています。

今回の地域おこし協力隊は、農業に特化した方で募集をするということで、農業のほうもそ

うですけれども、農業の研修を受けながら、農業を最終的には坂本に定着していただきたいという内容になっております。

ですので、農業に関してですね、また同じような啓発だったりとか、情報発信もしていただくような形になりますので、観光産業と、また農業というような感じの啓発で取り組んでいく内容になっていますので、連携を取りながらですね、したいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（中村和美君） 今、農業に特化したということですから、募集要項、先ほどおっしゃったんですけど、どういうところに、どういので募集しようかと。場所的に何か、先ほど係長が言われたけど、ちょっと大ざっぱで、どういう地域にとか、何県にとか、何か具体的にあれば。

○坂本支所産業建設課農林水産係長（東 誠也君） 一応ですね、どこにという限定的なことはなくてですね、もう全国に向けて、ホームページに掲載して募集を行うという形になります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、今回の地域おこし協力隊員の募集というのが、坂本の農業の担い手不足という壮大なテーマにおける1名というのがですね、少ないんじゃないかなというふうに思うんですけど、多分単年度じゃなくて、今後もかなり壮大なテーマなんで、何年か引き続きで、やっぱり定着してもらったりとか、増やしていったりとかというのが必要じゃないかなって思うんですけど、そういった将来の展望というのはどのように考えておられるんですか。

○坂本支所長（松野光洋君） 今回、募集は1

名ということで、今現在農業の人数というのがかなり減ってきております。少ないという感じだと思いますけれども、実際、まずは1名、農業に従事していただいて、その様子を見ながらですね、ほかの地域も含めて、この事業の拡大だったりとか、市の全体を後々検討していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 期間は、期間。

○坂本支所長（松野光洋君） 期間はですね、実際契約日からおおむね3年間で契約になります。3年間までの事業が可能ということになっております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） これ、想定の中で、企画費の中で、今回予算計上してあるじゃないですか。八代市が、農林水産等々の中でですね、営農指導員という、経済から、それから営農の指導、国の補助事業を対象とする担当部があると思うんですよ。

そこら辺りについてもですね、連携しながら、やはりその専門的なところ、地域という、鶴喰地域が主体となった今回の協力隊員の事業ですので、よろしかれば、そこ辺りと強固にですね、連絡協調しながらいただければ、それ以上に、補助事業という対象が何かあると思うんですよ。今、鶴喰さんは事業にのっとるわけですけども、新たに協力隊員が、何かの予算計上する中でもですよ、人件費じゃないけども、もう少し100万円ぐらいで、継続なんですけども、これ、はっきり言ってから、働く時間というのはどれぐらいか分かりませんが、私からすれば安いなあと、予算計上は、計上、安いなという気持ちでありますので、よろしかれば、実績等々があればですね、また予算の上乗せをするとか、そういうことをすれば、

いろんなところからですね、専門分野の方々が協力隊員として事業に参加できるような気がするんですけども、ぜひともそこら辺りを考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしく願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今回の地域おこし協力隊員さんの主たる目的を考えたときに、どちらかというと、核となる従事者、農業従事者、担い手というような形で、何となく受け止めるところが大きいかなというふうには思っているんですけど、それはそれとして、地域おこし協力隊員にお任せをしたから、もう行政は無関係だというような感じにならずですね、定期的に意見交換されてると思うんですけど、しっかりサポート体制とか、地域との意見交換とか、そういったところをまめにやりながらですね、そうやっていくことが、この坂本地域の、また農業の復活といいますか、担い手をつくり上げていく一つになるというふうに、私は思いますので、その点をしっかり認識していただいて、今後の事業に当たっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 今、山本委員から、企画費でいいのかというふうな、一つの提案だったかと思いますが、私も、実際ですね、坂本地区の鶴喰地区が、今回の令和2年7月豪雨災害でどの程度被災されたか、それについてはしっかりした情報は持ってないんですが、今の内容では、やはり中山間地の共通課題のですね、一部分として、協力隊員というのを採用されているという、そういう感が否めんわけですので、

やはり今後、やっぱり農村地域の課題が何かちゅう根本的なですね、原点に立ち返って、やっぱり農業部署、農政の関係、その辺も含めたところのですね、対応というのを、今後図っていく必要があるんじゃないかなという、今回の、先ほど言われた1人採用することによって、その地区が、鶴喰地区が、将来、問題解決になり得るちゅうことは非常に厳しいかなという感じもしております。

そこについては、やっぱり全体的な視野に立ってですね、捉えていく必要があるんじゃないかなということで提案します。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で歳出の第2款・総務費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時18分 小会）

（午前10時20分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の野々口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました予算議案の議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、経済文化交流部所管分につきまして、緒方経済文化交流部次長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） それでは、皆さん、おはようございます。（「おはよ

うございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部次長の緒方でございます。それでは、よろしくお願いをいたします。着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） それでは、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

令和2年7月豪雨に関する特別委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を御説明いたします。

3ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額1億5760万円を増額し、補正後の額を22億7910万1000円としております。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

中段になります。款6・商工費、項1・商工費、目3・観光費で、補正額1億5760万円を増額し、補正後の額を5億8462万4000円としております。

当委員会付託分につきましては、説明欄の2段目になります。広域交流センターさかもと館（道の駅）整備事業（豪雨災害）の1億5170万円でございます。

本事業は、令和2年7月豪雨で被災した道の駅さかもとの解体工事、再整備のための基本設計及び実施設計に係る経費を補正するものでございます。

内訳といたしましては、道の駅さかもとの解体工事費が1億2660万円、基本設計、実施設計業務委託が2510万円でございます。

また、ちょっと戻っていただきまして、4ページ、第2表に記載しておりますとおり、合わせて1億4417万円の繰越明許費を設定させていただきます。

なお、道の駅さかもとの施設再建に向けた基本方針として策定いたします再整備基本計画に

つきまして、この後の所管事務調査において御説明をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願います。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中村和美君） このさかもと館、被災してということですが、かさ上げか何かという計画というのはないんですか。

○観光振興課長（甲斐春一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）観光振興課の甲斐でございます。

今、こちらの整備につきましては、かさ上げというところで予定をしております。

以上です。

○委員（中村和美君） 大体どのくらいの計画、かさ上げは。

○観光振興課長（甲斐春一君） すみません、委員御質問のかさ上げの高さについてでございますが、約2メートル程度高くなる見込みでございます。

○委員（中村和美君） これは解体関係のものです。次に、また設計とか何かが、一部出てきているようですので、そこでですね、先ほど私が言いましたようなかさ上げとか、十分ですね、これは意見ちゅうか、検討していただきたいと思います。

○委員長（上村哲三君） じゃあ、意見として捉えてください。

ほかにありませんか。質疑をお願いします。

○委員（大倉裕一君） すみません、繰越明許費なんですけども、すみません、説明ちょっと私、聞きそびれてしまいました。

繰越明許費の内容は、解体工事の繰越明許だったのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○観光振興課長補佐（川上善久君） おはよう

ございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）観光振興課の川上でございます。

繰越明許費ですけども、道の駅さかもとの解体工事と、再整備に向けました基本設計、実施設計の業務委託費、こちらのほうも計上しております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 解体工事ですね、一部は解体工事ということで理解はしますが、まだ今年度始まったばかり、6月なんですけど、もう既に繰越明許を設定させてくれと。何か背景があると思うんですけど、何で今、そういった時期、この時期に繰越明許なんですか。

○観光振興課長（甲斐春一君） すみません、今御質問の繰越明許費につきましてですが、工事のスケジュールを考えましたところ、明許費のほうを設定させていただいております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） もうちょっと丁寧な説明ができませんかね。繰越明許をお願いするんでしょう、議会に。認めていただくための説明責任という部分をしっかり果たしてもらいたいと思うんですよ。

○観光振興課長（甲斐春一君） 大変すみません。失礼いたしました。

解体工事の着工時期につきましては、国の宅地かさ上げ事業に伴う補償契約を締結した後を予定しておりますので、補償契約が遅れると、工事のほうに入れないということがありますので、繰越明許費としてお願いをさせていただいております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 補償工事が遅れると、どういう意味になるんでしょうか。

ちょっとすみません、素人で、そこనికి分からないので、少し御説明いただければと思います。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 失礼い

たしました。

今回の工事につきましては、解体工事につきましても、国の補償費をいただいて工事をするという形になります。その関係上、国のほうで補償の調査を行われまして、解体工事に着工いたしますのが、補償契約後ということでの着工となります。

今回工事費につきましては、補正予算で、6月で計上させていただきましたが、工事、国との調整、協議を行っておりますが、恐らく補償契約ができるのが、時期を考えますと、工事が年度内に終わらないであろうというところで、今予定しておりますことから、今回ちょっと早めではございましたが、繰越しのほうを設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 部長、分かりました。そういった説明をいただくとですね、私たちも理解できるんですよ。理解しようと思って聞いてますので、その点は、やはりこう、執行部のほうでも御理解をお願いしたいというふうに思います。

そういう意味で、諸収入の1億2660万円というのが、国からの経費として入ってくるとい、財源のところの内容にもつながるのかなということで理解したいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すみません、解体工事費の1億2660万円という内容の積み上げ方というか、具体的に何が幾らで、これが幾らでというのは御提示されないんですか。

単純にどっか見積り徴取してから、この金額になったという話なんですかね。どういうふうに決められたんですか。

○観光振興課観光振興係長（宮崎克彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）観光振興課の宮崎と申します。

解体工事費の積算につきましてですが、解体工事に伴う設計のほうを、昨年度行っております。その中で調査をしまして、解体する数量とか、解体するものというのを数量計算しております。それを積み上げた上で、解体工事費というのを算出をして、今回予算で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。後ほどまた、個別にお話をお聞きます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 重ねてですけども、意見ですので、要はタイムスケジュールどおりにいかないというのを、まずは理解したいと思うんです。理解してほしいと、執行部としては思われると思うんですけども、理解しなければいけないというふうな状況で、今野々口部長が説明された、その説明どおりならばですね、理解しなきゃいけません。

令和9年、本当に完成するんでしょうかというふうなことになってくるわけですね。これからひとつ解体が始まって、基本、実施をし、そして、最終年度の令和9年に本当に完成をするのかというのが、私たちはやっぱり心配になってくるわけですので、ぜひとも執行部一丸となって、努力をしていただきたいというふうに思いますので、意見としてお願いしときます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で歳出の第6款・商工費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時34分 小会）

（午前10時35分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（豊田浩史君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部、豊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、續農林水産部次長が説明いたします。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（續 良彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の續でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費で、補正額1992万8000円を計上し、補正後の額を5億6117万8000円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・林道施設災害復旧費で、補正額1992万8000円を計上し、補正後の額を5億6117万8000円といたしております。

ます。

内容につきましては、右側説明欄に記載をしておりますが、林道施設災害復旧事業（豪雨災害）で1992万8000円を計上いたしております。これは、令和2年7月豪雨災害により被災をし、現在、復旧工事中の泉町にございます林道南川内線におきまして、本年1月27日に新たに崩壊が発生しましたことから、施工延長と工法の変更を行うものでございます。

今回補助協議がまとまりましたことから、増額となります工事費を追加するものでございます。

特定財源は県補助金で、補正率10分の9.96の1984万7000円といたしております。

なお、参考として、変更の概要、位置図、状況写真につきまして、委員会資料としてお手元のタブレットのほうに配付をさせていただいておりますので、御参照していただければと思います。

以上が令和6年度一般会計補正予算・第3号中、農林水産部関係分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったんですけど、予算等については何も言うことはないんですけども、写真を見た範囲内では、大変崩落はひどかったんですね。そこら辺りは、何ていうか、この現場は、前視察に、現地に行った経緯があるんですけども、もう下までずっと崩れたんですか。そこら辺りを、ちょっと説明してください。

○水産林務課長（前田浩信君） 水産林務課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員からの御指摘がありましたとおり、

これはもう再被災で、下まで崩れておりました。

急遽、県のほうと協議をいたしまして、これ以上崩れないように、モルタルで、3センチではあるんですけど、薄くモルタルを吹いて、これ以上崩れないような応急の仮設工事を行っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 分かりました。

1工区と2工区の中で、それだけの吹きつけをして、今回6月の豪雨で、はっきり言って崩落をするという可能性はあるんですか、今のところ。

もう来週から、何か梅雨入りの流れも、雨が降るような状況ですけども。

○水産林務課長（前田浩信君） 引き続き、前田です。よろしくお願いいたします。

説明のために、皆様にお配りしている、タブレットの中から、5ページのほうをお開きください。

1工区と2工区、上段の道路が1工区、それと、下段の道路が2工区となるわけでございますけれども、現在この、下の2工区の道路につきましては、構造物の工事はほとんど終わっております。

先ほど説明いたしましたとおり、こののり面に関しましても、応急ではございますが、モルタルでの吹きつけを行っておりますので、よほどの自然災害とか豪雨がない限りは、このまま持ちこたえるんじゃないかというふうに、私どもは考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 説明ありがとうございます。大体分かったんですけども、今言われた1工区、2工区、現場に行った、私も経緯があるもんですから、のり面で吹きつけをした中でですね、今回のやはり集中豪雨で、もし崩れた場合には、それ以上の崩れ方をする可能性も

あるということですね、心配で、今質疑しました。説明ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、資料の中で、2ページにですね、復旧箇所ののり面で、凍結融解が繰り返し発生し、地山が緩んだことにより、のり面崩壊が発生したということなんですけど、1つは、この説明で言われようとしていることの、もうちょっと詳しい説明というんですかね、どういう凍結融解が繰り返したらのり面崩壊につながっていくかというところの状況説明っていいですか、それをひとつお願いしたいのと、もともと工事を計画されるときに、この凍結融解によってのり面崩壊が発生するということは考えられなかったのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○水産林務課長（前田浩信君） 水産林務課、前田です。よろしくお願いいたします。

まず、この凍結融解での御説明ですけれども、凍結融解と申しますのは、外気温が氷点下以下になった場合は、表面上に現れている土中の水分が、凍結と融解を繰り返すことによって起こる現象です。

当然、水分がある程度凍結するというのであれば、体積が膨張しますので、その分、その凍結と融解を繰り返すことによって崩壊が起きやすくなってくるということでございます。こちらのほうは、ある程度寒暖差が大きいところでは、決して珍しい現象ではございません。

それと、先ほど、当初想定できなかったというような御説明でございますけれども、申し訳ありませんけど、この段階では、その辺りまで配慮というか、設計まで見込んでなかったということでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） すみません、凍結融解につきましては、想定がなかなか難しいところがあるかもしれませんが、工事費がですね、今回については2回発生したと。もともとの計画に上乘せして、また工事費の金額が増えるというような形になっていきますので、そういったところが、できるだけ発生しないようにですね、当初の計画からしっかり検討していただいて、工事発注をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退室）

○委員長（上村哲三君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前 10 時 45 分 小会)

(午前 10 時 47 分 本会)

◎所管事務調査

・令和 2 年 7 月豪雨に関する諸問題の調査

(令和 5 年度デジタル田園都市国家構想交付金
(地方創生推進タイプ) 事業に係る効果検証に
ついて)

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻
します。

次に、特定事件であります令和 2 年 7 月豪雨
に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進め
ます。

本件について、3 件、執行部からの発言の申
出がっておりますので、これを許します。

それでは、令和 5 年度デジタル田園都市国家
構想交付金(地方創生推進タイプ) 事業に係る
効果検証について説明を願います。

○理事兼健康福祉政策課長(石本 淳君) お
はようございます。(「おはようございます」
と呼ぶ者あり) 健康福祉政策課の石本です。よ
ろしく願いいたします。恐れ入りますけれど
も、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長(上村哲三君) はい、どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長(石本 淳君) 失
礼いたします。

それでは、先月 29 日に開催されました、第
20 回やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進
会議において、令和 5 年度デジタル田園都市国
家構想交付金(地方創生推進タイプ) 事業に係
る効果検証を行いました 6 つの事業のうち、当
委員会関係分であります、八代市デジタル医療
M a a S 推進事業について、お手元の資料を基
に、ポイントを抜粋し、報告をさせていただきます。

資料の 1 ページを御覧ください。

まず、事業の背景・目的についてです。本事
業につきましては、昨年 6 月議会の当委員会に

おいても、令和 4 年度の報告をさせていただい
たところであり、委員の皆様も御承知のところ
でございますが、現在、坂本町の 6 つの地域が
医療機関のない無医地区となっております。移
動手段を持たない高齢者等の中には、通院のた
め市街地に転居する人もおられ、人口減少に拍
車をかけている状況にあります。本事業、デジ
タル医療 M a a S 推進事業の実施により、受診
に係る負担の軽減と、医療サービスの安定した
提供の一助となり、地域の人口流出に歯止めを
かけ、地域コミュニティの機能を維持するな
ど、地方創生につなげていくということを、こ
の交付金の交付を受ける際に設定しております
目的としております。

なお、今後につきましては、坂本地域での事
業を確立するとともに、他地域でのデジタル技
術を活用した医療提供や、医療以外の検討も行
うことといたしております。

次に、2、事業の概要です。交付金における
事業期間は、令和 4 年度から 6 年度まででござ
いまして、初年度の令和 4 年度は、①から④に
記載しております委託事業により取組を開始し
ました。その後、令和 5 年度以降につきましては、
③と④により事業を継続し、M a a S 車両
の導入により遠隔診療を行うための取組を推進
しております。

次に、3、本事業における重要業績評価指標
です。評価指標につきましては、本事業 2 項目
を挙げております。指標の詳細は、資料 2 ペー
ジ、別紙 1 に記載をしているところですが、本
事業につきましては、令和 4 年度と 5 年度が実
証事業としての実施期間であり、この 2 か年の
評価指標の値につきましては、国に交付金の当
初申請を行う際に確認等を行い、実証期間の評
価指標については、数値を設定しない、目標・
実績ともにゼロといたしているところでござい
ます。

ここで 3 ページ、別紙 2 を御覧ください。

こちらは、令和5年度の事業実績の概要となり、デジタル医療MaaSの仕組みや取組を載せているものです。

中段の少し下（利用状況）の表を御覧ください。

本事業につきましては、九州では初めてとなる試みでございまして、実証を令和4年12月から開始しており、令和5年度末までの状況としまして、巡回オンライン診療が、延べ人数になりますが、172人、オンライン服薬指導と薬剤配送が延べ669人となっております。なお、デジタル医療MaaSを導入している他の自治体の実績と比べましても、本市の実績は多い状況でございます。

再度1ページをお願いいたします。

次に、4、事業の地方創生への効果です。新型コロナウイルスに配慮しながら、医療MaaSの運行実証と服薬指導を開始し、利用者数も増加しており、実証事業期間のため、評価指標の値としては、目標値・実績値とにもないところではありますが、4段階評価の2番目に当たる「地方創生に相当程度効果があった」と、さきのやつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議においても評価をいただいたところでございます。

次に、5、経費内容、これまでの事業実績、現在の取組概要につきまして、令和5年度の事業実績を申し上げます。

まず、資料の左下の①サービスモデル構築のための委託事業、②医療MaaS配車・予約システム構築委託業務につきましては、令和4年度に実施済みとなっておりますので、実績はございません。

次に、資料の右上になります。③モバイルクリニック実証事業委託業務につきましては、坂本地域医療MaaS運行実証の推進、服薬指導・薬剤配送実証推進、実証成果の調査、分析、提言というところで実施をしております。

次に、④オンライン診療車運転委託業務につきまして、モバイルクリニック車両の運行を、昨年に引き続き実施しております。その他、配車・予約システム使用料・オンライン診療車両リース経費についても計上し、令和5年度も継続して実証事業を行っており、令和6年度につきましては、実証事業から本格運用へシフトいたします。

続いて、6、成果・課題・今後の方針です。まず、成果としまして、遠隔診療機器等を搭載した車両で、坂本地域の各集落に赴き、乗車している看護師が補助を行いながら、医師がオンラインで診療を実施することで、高齢患者及び付添い家族等の移動による負担の軽減につながったと考えております。また、医師は離れた御自身の医院から患者を診察できると、医師が現地まで赴くなどの負担軽減にも効果があったと考えております。また、令和5年度は診療地区の拡大も行っております。

薬剤配送については、モバイルクリニック車両に乗車している配達員が、公民館や各家庭に配送し、服薬指導については、薬剤師が離れた調剤薬局からオンラインで行うことで、こちらも薬剤師が現地に赴くなどの負担軽減に効果があったと考えております。

なお、3ページの別紙2に表を載せておりますが、令和5年度はオンライン診療利用患者が延べ145人、オンライン服薬指導と薬剤配送が延べ549人と、堅調に伸びてきております。

次に、課題としまして、今後も引き続き電波受信状況の改善や、悪天候時の待合場所の確保などが課題となっているところです。

次に、今後の方針としまして、現行の実証事業の実装に向けての最終的な検証を行うとともに、他地域への導入や、医療MaaS以外の活用を引き続き進めていくこととしております。

最後に、7、2年目の総括です。令和5年度

も豪雨災害により甚大な被害を受けました坂本地域において、オンライン診療とオンライン服薬指導を行ってまいりました。その結果、オンライン診療の地区を拡大することができ、利用者数も増加し、地域の医療サービスの向上に寄与したと考えております。また、さきに説明しました課題につきましても、実証事業を継続し、検討を重ねることで、徐々に解消につながっていると考えております。

さらに、医療M a a S以外の取組としまして、やつしろ全国花火競技大会や妙見祭などのイベントに、救護車両として参加し、また今年3月の熊本県知事選挙では、期日前投票の移動投票所としても車両を活用したところでございます。

現在、現行の実証事業の実装に向けての最終的な検証を終え、本格運用にシフトしております。

今後につきましては、坂本地域での事業を確立するとともに、他の中山間地域におけるデジタル技術を活用した医療の提供や医療以外の運用についても検討を行っていくこととしております。

最後になりますが、本事業の取組を引き続き行いながら、健康に安心して暮らせる地域づくりを目指し、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今説明いただいたんですけれども、1ページの右側の上の表ですね、事業実績とかというやつで、金額がいろいろあったんですけれども、配車予約システム使用料というところが、当初より少し、150万ぐらい下がっているかなと、令和6年がですね、というのがあります。

逆に、③モバイルクリニック実証事業委託業務のところは少し上がっているというのがあるんですが、この変化というのはなぜ起きているんですかね、内容。その2つ、変化の中身。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） ただいまの御質問につきましてですけれども、まず、配車予約システムの使用料のほうのですね、減額についてということでございますけれども、車両のリース期間のほうがですね、今年の12月までということで、リースのほうが終わりますということで、1月から3月分の額が必要なくなるということで減額になっているというところが、まず、ございます。

それから、③のモバイルクリニック実証事業委託業務の増のところということでございますけれども、こちらにつきましては、すみません、少し確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）後ほどお答えをさせていただければと思います。

○委員（山本幸廣君） 今回の、このデジタル医療M a a Sの事業についてはですね、もう本当に何回も何回も現場に行きですね、そしてまた説明をいただきました。

私が、今思っているのは、この事業で坂本地域全域の中で電波が届かない、電波の障害があるというところがありますか。

そしてまた、今回の医療、オンラインでの等々についてもですね、そういう電波が届かなくて、障害が起きて、その現地との連絡が取れなかったという例がありますか。そこら辺り説明してください。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） ただいまの質問でございますけれども、現在、デジタル医療M a a S推進事業のほうを、坂本地域のほうで10の地区に、今導入をしているというところでございます。

この10の地域につきましては、電波状況の

改善のほうが進んできておりまして、現在、電波が届かなくてできないというような状況、今のところ解消されているというような状況でございます。

この10の地区につきましては、慢性疾患の患者さんが巡回診療を行っているところということになるものですから、この地区というところで行きますと、電波のほうは届いているという状況でございます。

お答えといたします。

○委員（山本幸廣君） それ以外のところは。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） それ以外の地区につきましてですけれども、お話ありましたようにですね、電波が届かない地区も複数ございます。

ここににつきましては、今使っております回線では、なかなか電波が届かない状況ということでございまして、その地区に展開が必要になってくるというふうになった場合につきましてはですね、電波についてどのようにして入るかというのを、また確認等を行いながらですね、解消等に努めていかなければならないということになってくるかと思えます。

○委員（山本幸廣君） 今説明をいただいた中でですね、やはりこれはですね、坂本地域全体ですね、災害の復旧の中で、医療関係のですね、人たちの平等性をもってですね、対処していかなきゃいけない。この事業をずっと推進するならばですね、解消を、私はぜひしていただきたいと。電波障害があつてですね、不公平ですよ、はっきり言ってから、ですね。これだけの予算計上をして、予算を使っているわけですから、なるだけならば、このデジタルというのは、今、はっきり言ってから、日本が先行せないかんという時代の中でですよ、そういう箇所があるのを改善できないということ自体をですね、真剣に、私は捉えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 今の御質問につきましてですけれども、まずもって、巡回診療を実施している地域において、対象者の方を、対応している地域においては、電波の不都合というところがあつてないということ、先ほど申し上げたかと思えます。

先ほど申しましたように、その他の地区で対象の方がいらっしゃるというような状況で、そこの対応をするという場合につきましては、電波の状況を確認しながらですね、対応ができるような検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（山本幸廣君） もう再度質疑しませんが、そういう障害地があると、電波障害を受けると、そういうところがあるところは事実であるわけですからですね、それについては、やっぱり素直に、そしてまた早急に対応してください。

そういうところがあるというところの場所もですね、聞きたかったんですけども、もうそれ以上は聞きませんから、ぜひとも早急に取り組んでください。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） まずもって、言葉尻を取るわけじゃありませんけども、事業総括の中で、新たな対象者の獲得という言葉を使っておりますけども、まずもって病気にならないようなですね、健康でいることのほうが大前提であるというふうに思いますので、その対応をしっかり健康福祉部のほうで取組を進めていただきたいというふうに思っています。

この事業が、もともとは無医地区といいますか、お医者さんが2名いらっしゃって、医療機関も2つあつて、災害で避難されて、どうにか医療の確保というところから、このMaas事業でというふうに取り組が進められたというふう

に思っています。

そういう中で、慢性疾患の方が、今対象というふうになっとなつてですけど、やはり急に病気になってとか、ちょっとおかしかけん病院にという方々を、やっぱりどう救っていくかというところも、このMa a S事業の裏では、そういったところもあると思うんですよね。その点については、今どういう検討を進めていらっしゃるんですか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） まず、デジタル医療Ma a Sで対応ができているところというのは、先ほどもありましたように、慢性疾患の患者さんを対象ということでございまして、その背景としましては、オンライン診療というところの仕組みの中でのですね、いわゆる縛りといいますか、いう部分もあります。初診の患者さんの対応というところできまると、なかなか取り組みにくいところがございまして、現在は、Ma a Sのほうでは、慢性疾患の患者さんのほうを対応しているというような状況でございます。

また、坂本地域のほうには、医療機関のほうから先生方が、いわゆる訪問という形ですね、診療もされておられますので、この訪問による診療であったり、また急病時であればですね、救急搬送の活用であったりというところですね、対応を、今しているところというところでございます。

○委員（大倉裕一君） また、今の点につきましては、担当課、部のほうとですね、協議をしていきたいというふうに思いますが、もう1点、坂本支所の新庁舎の中に医療機関ということですね。これは、恐らく坂本地域、被災された皆さんの総意として、医療機関を設置してほしいというところから、そのスペースが確保されて、今、準備が進められているものだというふうに思っているんですが、医師会あたりとの協議の内容といいますか、その辺りは何か進

捗ございますか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） ただいまの質問でございますけれども、今再建をする坂本支所のほうに、医療等活用スペースということでスペースを設けてきていたというところございまして、現在、そのスペースの下半分を、診療所スペースとして活用するところで検討、調整等を行っているところでございます。

現在、まだ詳細等お伝えできる段階にはございませんけれども、八代都市医師会のほうと協議のほうを進めさせていただいておりまして、その内容等について調整を行っているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に係る効果検証についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時09分 小会）

（午前11時10分 本会）

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（道の駅坂本再整備基本計画について）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、道の駅坂本再整備基本計画について説明を願います。

○観光振興課長（甲斐春一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）観光振興課の甲斐でございます。よろしく

お願いいたします。

座らせていただいて御説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○観光振興課長（甲斐春一君） すみません、それでは、道の駅坂本再整備基本計画について御説明をさせていただきます。

まず、観光振興課におきましては、令和2年7月豪雨で被災しました道の駅坂本の早期復旧に向けて、令和4年度に被災しました建物の被害状況調査や再整備に関する方針検討のための調査業務などに取り組んでまいりました。

その調査結果や関係機関との協議、並びに復興推進本部会議での議論を踏まえまして、昨年4月に、国が整備する輪中堤の高さまで盛土を行い、施設を現在の敷地内に再整備する方針を決定したところでございます。

そのような中、令和5年度に建設部で実施された荒瀬地区の内水対策検討におきまして、浸水範囲の調査が行われ、本市が必要な対策を施したとしても、国道219号が浸水することが判明いたしましたことから、国による再検討が行われ、当初予定されていた輪中堤での整備から、一部を宅地かさ上げとする内容に方針転換がなされ、本年1月に地元への説明を経て、地元合意が得られたところでございます。

これらを踏まえまして、当課におきまして、これまで国の輪中堤整備を前提とした道の駅再整備から、一部宅地かさ上げとなることを前提とした再整備基本計画とするため、これまで国や県などの関係機関と協議を行ってきたところでございます。

本日は、これまで調整を行ってまいりました基本計画がまとまりましたことから、委員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、お配りしております道の駅坂本再整備基本計画の概要版について御説明をさせていただきます。

初めに、道の駅坂本は、令和2年7月豪雨により、全ての建物が被災し、現在同じ敷地内に整備された仮設店舗であるさかもと復興商店街に一時的に移転し、営業しておりますが、地域の交流拠点として一刻も早い復旧が求められております。

本市におきましては、八代市坂本町復興計画、八代市坂本町復興まちづくり計画などを策定し、創造的復興に向けた具体的な取組を進めているところであり、本計画は、被災した道の駅坂本の再建を通じて、観光、交流の復活とにぎわいの再生を図るため、施設の機能、規模、配置計画や建築等の施設整備に対する考え方をまとめ、施設再建事業の実施に向けた基本方針を定めるものでございます。

2番の配置計画についてでございますが、基本計画図の作成に当たりましては、道の駅に接する国道219号の道路管理者である熊本県と協議を行った上で、下の7つの考え方に基づき、配置計画を検討したところでございます。

1ページ目、下部の道の駅坂本再整備配置図のほうも御覧ください。

まず、1つ目でございますが、道の駅坂本は、県が駐車場やトイレを、本市が物販機能などを有する地域振興施設を、それぞれ整備している一体型の道の駅という位置づけでございます。

したがって、県管理エリア、この図面の赤の点線のエリアでございますが、それと、市の管理エリア、こちらにつきましては、青の点線のエリア、こちらのほうに明確に分けた配置としております。

次に、2つ目としまして、県管理エリアは、道路施設として国道と一体的な位置づけになりますことから、国道と隣接した位置に配置いたします。

3つ目に、道の駅坂本は、大型車の夜間利用が多いということでもありますので、利用者の利

便性を考慮いたしまして、大型車の駐車場は県管理トイレの近くに配置をいたします。

4つ目に、県管理トイレにつきましては、物販施設利用者の利便性を考慮いたしまして、市で整備いたします地域振興施設に近接して整備を行います。

5つ目に、本市が整備を行います地域振興施設の建物につきましては、球磨川の景観を生かした施設とするため、球磨川に沿った位置に計画をいたします。

6つ目の現在の復興商店街エリアにつきましては、建物の解体後も、多目的な活用が考えられますことから、道の駅の敷地からの進入路を保つように計画をいたします。

最後に、7つ目でございますが、豪雨災害を乗り越え、再建していく町のシンボルとして、そして、後世にその記憶を伝承するために、その記録を地域振興施設内に展示をいたしますとともに、被災した構築物を災害遺構として敷地内のほうに設置をいたします。

設置する場所につきましては、図面のですね、右側の黄色に青文字で表している場所、遺構というところで表しておりますが、そちらのほうを、今予定をしております。

続きまして、2ページでございます。

3番の建物計画についてでございます。ページ中央部の地域振興施設、平面図のほうを御覧ください。

こちらの考え方といたしましては、市が整備する地域振興施設の基本計画図の作成に当たりましては、坂本住民自治協議会をはじめ、指定管理者などと施設の機能や規模などについて協議を行い、以下の5つの考え方に基きまして、建物計画について検討を行いました。

まず、1つ目の飲食スペース（食処さかもと鮎やな）でございます。こちらは、図面のですね、黄色の箇所でございます。

こちらについてでございますが、これまでの

道の駅坂本におきましては、物販施設であるさかもと館と、イベント交流施設として、平成29年度に整備をされた施設で運営されていた食処さかもと鮎やなに、それぞれレストラン機能がございました。

これまで地元との協議を行い、今後、再整備する道の駅のレストランにつきましては、食処さかもと鮎やなが運営を担う方針が確認されたことから、飲食スペースにつきましては、さかもと鮎やなが利活用することを前提に、配置を検討しております。

食処さかもと鮎やなが入る予定の飲食スペースにつきましては、球磨川の景観を楽しみながら食事ができる施設とするため、球磨川を見渡すことが可能な川沿いに配置をいたします。

次に、物販スペース、緑色の箇所でございます。

こちらにつきましては、県管理トイレの利用者が物販スペースに立ち寄っていただく可能性が期待できますことから、物販スペースは県管理トイレに近接した位置に配置をいたします。

次に、③地域展示室・休憩室、こちらはピンク色の箇所についてでございます。

こちらは、施設内で購入いたしました、例えばソフトクリームであるとか、ぼた餅といった軽食を食べながら休憩していただける場所としての機能に加えまして、地域の観光情報や豪雨災害の記録を展示するスペースとしても活用いただけるような空間を、物販スペースに隣接して配置をいたします。

次に、多目的スペースでございます。こちらは飲食スペースと、先ほどの休憩室の間のグレーの箇所になります。

この飲食スペースのテラス席やイベントにも利用できまして、球磨川へのアクセスルートとしての役割も果たす半屋外のスペースとして、飲食スペースに隣接して配置をいたします。

最後に、かわの家についてでございますが、

こちらは、場所につきましては、一番左側です
すね、青の箇所になります。

こちらにつきましては、球磨川へ下りるアク
セスを考慮いたしまして、球磨川堤防に整備さ
れております既設の階段に近い位置、また将来
的に西側の多目的広場のほうと一体的に御利用
いただけますよう、建物の西側のほうに配置を
いたします。

平面図の下のほうにですね、記載をしており
ます表 1 の施設の規模についてでございます
が、現在の施設を旧施設として表現をしており
ます。

こちらにつきましては、旧施設の面積は 1 3
0 8 平米でございますが、新たに整備いたしま
す施設におきましては 8 9 4 平米と、旧施設か
ら 4 2 8 平米少なくなっております。

この理由といたしましては、旧施設にそれぞ
れございました道の駅レストランと食処さかも
と鮎やなの機能を、新しい施設では一体の施設
として統合することとしております。

また、旧施設で使用頻度が低かった研修室や
通路、物販などのスペースの見直しを行いまし
て、このような規模としたところでございま
す。

続きまして、3 ページを御覧ください。

4 番の駐車場についてでございます。

まず、市のエリアの小型駐車場について御説
明いたします。

旧施設では 4 7 台分が収容できるよう整備し
ておりましたが、新施設におきましては、7 台
少ない 4 0 台で計画をしております。

この理由につきましては、施設利用者の安全
を考慮いたしまして、車両の出入口などのスペ
ースを十分に確保したことによるものでござい
ます。

大型車につきましては、変更はございませ
ん。

障害者駐車場につきましては、旧施設におき

ましては、市が管理するエリアに整備されてい
なかったことから、新施設におきましては、身
障者駐車場を新たに 2 台分整備することとして
おります。

下の県のスペース、駐車場につきましては、
旧施設と変更はございません。

その下の 5 番の再整備に向けたスケジュール
についてでございます。

表 3 の再整備に向けたスケジュール案を御覧
ください。

まず、国のスケジュールから御説明をいたし
ます。現段階におきましては、今年度から輪中
堤・宅地かさ上げ工事を開始される予定と伺っ
ておりまして、令和 7 年度末に整備が完了する
計画とされています。

続きまして、本市のスケジュールでございま
すが、今年度は解体工事と建築基本・実施設計
に着手いたしまして、国の輪中堤・宅地かさ上
げ工事が完了後の令和 8 年度から本体工事・外
構工事などに着手いたしまして、令和 9 年 7 月
の供用開始を目指しているところでございま
す。

以上、御説明とさせていただきます。よろし
くお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件につ
いて、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、国道から
地域振興施設までのレベルはどんな状況かとい
うのが、現段階で分かりますか。フラットなの
か、勾配がついているとか。

○観光振興課長補佐（川上善久君） 現段階で
の計画でございますけれども、国道のほうもで
すね、かさ上げをされるということで、道の駅
とですね、レベルは同じレベルになるというこ
とで聞いております。

○委員（大倉裕一君） 地域振興施設まで同じ
レベルということで、建屋まで同じレベルとい
うことでいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あ

り)

○委員（増田一喜君） この図面の中で、かわの家ってあるんですよ。このかわの家というのは、これ、何ですか。ほかのは大体分かるんですけどね。かわの家って、何のための場所なんですか。ここの説明では、多目的広場と一体的に利用できるようってしてあるけれども、現在は、何かイベントをやるとかなんとか、そういうのの部屋なんですか。

○観光振興課長補佐（川上善久君） このかわの家でございますけれども、もともとございました荒瀬ダムのボートハウス、こちらのですね、再整備、そして川遊び拠点の整備ということでですね、熊本県と八代市が協定を締結しておりまして、それに基づきまして整備をされております。

このかわの家でございますけれども、川遊びや、川での活動をされた方がですね、利用できるように施設ということで、カヌーとかですね、そういったものを保管できる倉庫でありますとか、あるいは男女別の更衣室、そして、コインシャワーとかですね、休憩室、トイレなどを完備した施設として整備をされております。

整備されたのがですね、令和2年の5月に供用開始となった施設でございます。（委員増田一喜君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で道の駅坂本再整備基本計画についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時27分 小会）

（午前11時28分 本会）

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（坂本支所周辺の整備について）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

次に、坂本支所周辺の整備について説明願います。

○復興整備課長（坂井宏全君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）復興整備課、坂井でございます。

昨年9月の当特別委員会所管事務調査、並びに2月の管内調査の際に、坂本支所等の整備に係る進捗状況として御報告をさせていただいておりましたが、このたび坂本支所等、並びに災害公営住宅の設計が完了しまして、完成イメージ図を作成いたしましたので、この先の工事着工に向けたスケジュール、また周辺の関連工事のスケジュールなどと併せて御報告をさせていただきます。

着座の上、御説明してよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○復興整備課長（坂井宏全君） それでは、まず資料の3ページを御覧いただきます。

かさ上げをし、再建する坂本支所周辺を北西側から臨んだ完成イメージ図となります。右側の建物は、災害公営住宅、仮称松崎団地でございます。再建する坂本支所等の建物は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りの2階建て、坂本コミュニティセンター、医療等活用スペース、また八代森林組合南部支所、八代市商工会坂本支所が入る複合施設となります。

4ページは、建物内部の正面玄関から入って、左側のエントランスホール付近のイメージ図となります。地域住民の皆様が気軽に訪れて憩いの場・多世代交流の場として利用できるようオープンスペースとして整備をいたします。

5ページは、支所敷地内の配置図でございます。敷地内への進入路は、建物の正面となり、正面玄関前はロータリーを設けます。建物の向かって左側には、来庁者駐車場を配置いたしま

す。来庁者駐車場につきましては、地域の方々から多くの御要望がありましたので、身障者用2台分を含め、全体で60台分を整備いたします。右側奥には、消防団装備などを格納する消防倉庫をはじめとした倉庫棟を整備いたします。

なお、支所の前方右側、図には、交番用地と記載されておりますが、八代警察署坂本駐在所が再建される予定となっております。現在設計中だと伺っております。

6ページ、7ページは、建物内の各階平面図となります。1階の正面玄関より向かって右側、黄色のスペースが支所、左側、ピンクのスペースがコミュニティセンター、ブルーが医療等活用スペースとなります。

また、7ページ、2階には、ピンクのコミュニティセンターの研修室ほか、各種会議室等、並びに黄色の支所会議室、書庫等を配置しております。

8ページは、屋上の平面図となります。太陽光パネルと非常用発電機などを設置し、また左端には、一段高く、L2の水位より高い位置に400人が一時避難できる避難スペースを設けます。

少し飛びまして、13ページを御覧ください。

支所等建設工事、並びに周辺の関連工事のスケジュールとなります。一番上の支所等建設工事につきましては、今月中に入札に付した後、9月定例市議会へ契約案件の議案を提出させていただきたいと考えております。また、上から4つ目、現在、整備を進めております県道中津道八代線の工事を8月中に、上から3つ目の残る用地造成工事を10月中に終えまして、また一番上に戻りますが、11月頃から支所等建設工事に着手し、令和7年中の完成目標に向けて取組を進めてまいります。

なお、本日、当特別委員会に御報告しました

後、地元の皆様へも御報告をしたいと考えております。

再建する支所等についての説明は以上でございます。

○住宅課長（上村和寛君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）住宅課の上村と申します。

引き続きまして、災害公営住宅、仮称松崎団地について御説明を申し上げます。

すみません、着座にて御説明いたします。

資料は9ページをお願いいたします。

場所は、支所の南側に位置し、敷地面積1338.87平米に、RC耐火構造の3階建て10戸と、駐車場を整備いたします。

次のページからは、各階それぞれの平面図をつけております。単身世帯が、右側の紫色の部分になります。1LDKとなります。左側の緑色部分につきましては、家族世帯4世帯の2LDKとなり、合計10世帯が入居予定となっております。3階屋上につきましては、L2の水位より高い位置に、入居者が一時避難できる避難スペースを設けております。

工事のスケジュールにつきましては、先ほどの支所等の建設と同様に、10月中に用地造成工事を終え、11月末から本体着工工事に着手し、令和7年12月末の完成を目指しております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、支所のほうで、障害者の方の駐車場が準備してあるみたいなんですけど、ここの本庁の障害者の駐車場整備のときにもお話をしたんですけど、雨をしのぐ、やはり車椅子に乗り換えるための、やっぱり施設というのは必要ではないかなあというふうに思っているんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○営繕課長（五十嵐誠君） 営繕課の五十嵐でございます。

設計につきましてはですね、昨年度終わっておりましたので、そこら辺確認したところですね、当初の計画にはですね、設計の段階では、身障者のところの屋根がなかったものですから、現在、入札に付しておりますが、その後ですね、設計変更いたしますか、もしくはですね、別途工事をいたしまして、発注いたしまして、そこに対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 今の件については了解したいと思います。

もう1点、支所のほうでお尋ねをしたいんですが、目の不自由な方の点字誘導についてなんですが、本庁については、玄関までということ、点字ブロックが切られています。目の不自由な方からすると、点字ブロックは、やはり総合案内までぐらいは持って行ってほしいということだったんですけども、車椅子の方との関係というようなことで、なかなかまだ進んでないんですが、支所のほうではいかがお考えで進めていらっしゃいますでしょうか。

○復興整備課復興整備係長（米田 真君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）復興整備係の米田でございます。

委員お尋ねの障害者関連の案内のほうにつきましては、支所の設計をする段階でですね、関係の3団体のほうにも意見を伺いまして、それをですね、実際に整備する段階まで、できる限りというところで反映するような形で、現在進めているところでございます。

具体的にはですね、まだ実際に建設工事が行われておりませんので、それと同時並行の形で、案内等ですね、設置していければというところで考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 今の件につきまして、3団体と協議していただいているということでしたので、ぜひその声の反映をお願いしたいというふうに思います。

質問を変えますけど、太陽光発電15キロワットということで検討されておりますけども、これは売電契約を考えていらっしゃるのか、もしくは支所内という考えなんでしょうか。どちらになりますか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 太陽光発電につきましては、15キロワットのパネルを整備する予定となっております。

大体ですね、太陽光で発電した電力につきましては、支所内の電灯に充てるという設計になっております。大体支所のエリアで使う電灯の7割ぐらいを太陽光で賄えるのではないかとこのところで計算をされております。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） まずは、職員の方々は大変御苦労さんでした。大変お疲れに、このような完成イメージ図ができたというふうに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

今、坂井課長から完成イメージについてですね、当時私たちが管内を調査に行ったときに、現地を視察をした中でも、漠然として説明を聞いたというのが、今、走馬灯のように浮かんできとるわけですけども、要は、このようなイメージ図ができた中でですね、まず、1点目ですが、この玄関の出入口についての幅はどれぐらいなんですか。これは県道中津道線の、その前で、出入口が、この図面を見た中でですね、窓口がどれぐらいあるのかということ、ちょっとお聞かせください。

○営繕課長（五十嵐誠君） 委員お尋ねの幅でございまして、建物の入り口のところに風除室を計画しております。その風除室の幅自体は4

メーターございますが、そこにまた開き戸がございますので、その分で約2メーターほどの出入口となっております。

○委員長（上村哲三君） ちょっと待ってんか。勘違いしとる。県道等の進入路。

ロータリーになる場合の入り口の幅を言うてよ。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。意味は分かりますか。

○委員長（上村哲三君） いや、大丈夫、今分かった。

○営繕課長（五十嵐誠君） 現段階ではですね、10メーターほどになっておりますが、まだですね、道路管理者の県との協議によって、多少幅のほうは動く可能性がございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 担当部、ありがとう。

私からお願いなんですけども、この幅というのは、ほとんど高齢化が進んでいくんですね。高齢化が進む中では、ほとんどですね、車で来られると。誰かが乗せて来られるとか、車の出入りが大変多いと思うんですよ。それと同時に、公営住宅を含めて、うちの今、委員長の自宅まで行く、国道中津道線、これについてもですね、道路が物すごくですね、車道が多いと思いますので、この出入口についてはもう少し、今検討の余地があるということです、これは検討してくださいよ。ぜひとも、もう少し広く取るような体制を取っていただければと、そのように要望しておきますし、そこら辺り、考えはもう聞きますので、坂井課長には。

もう1点ですけども、また完成のイメージの内部のエントランスのホールの、この階段をですね、これこそ高齢化が進む中で、エレベーターもあると思うんですけども、障害等ですね、エレベーターあると思いますが、エレベーターはあるんでしょう。

○委員長（上村哲三君） あります。

○委員（山本幸廣君） 委員長の答えですけれど、委員長のところまで、そういうのが説明があったと思うんです。私は説明があってないもんだけん、聞きよるんですけども、この階段については、どれくらいの角度なんですか。

もし分からなかったら、後から私に報告してください。

次に質疑します。

一番最後のスケジュールです。坂本支所等の周辺整備のスケジュールについてですが、先ほども出ておりましたように、造成の完了ですね、造成の完了が6年の10月には完了すると。今年の10月には完了すると。10月といいますと、何か月かと思いますが、完了した中で完成、特に完成が令和7年度ということで、この造成をして、はっきり言って、すぐ建物を建てるという状況ですけども、どうなんですかね、はっきり言ってから、少しの猶予期間を持つのか、それとも直接、もうこの完了から建物の着工というふうに、このスケジュール、私、心配なんですけども、そこら辺りについては心配しないでいいんですかね。ちょっと担当、聞かせてください。養生期間は要らない、どれくらい取ったの、造成の。

○復興整備課長（坂井宏全君） 山本委員からお尋ねがありました造成の完了、それと養生期間ということですが、今、支所用地の大方はかさ上げが大体終わっております。ただ一部が、現在の県道敷になりますので、その部分は、ちょっと低くなって、県道として、今迂回路として使っておりますが、この新しく付け替える県道が、川側にできると、今使っている県道を埋め立てると。ここの部分は、ほぼほぼ建物が建つ用地ではないもんですから、建物が建つほうは、もう今、実際造成が終わっている状態になっているはずですよ。ですから、新しい県道を造り上げましたらば、県道を、まず切り替え

て、今使っている県道の部分に造成を始めるということです。その部分は、委員が御心配されております養生期間というのは、その後ある程度取れるのかなというふうに考えておるところです。

○委員（山本幸廣君） 課長から自信ありげな説明があったわけですが、心配してるというのが現実なんですね。現場を見に行ったときに、あれだけの造成をして、あの公営住宅も一緒なんですよ。今から造成等々で、完成もという状況の中で来ておりますけども、まずは、後からですね、この養生がなかったらですね、建物にひびが入ったり、ここは新庁舎ですけども、いろいろと問題があっているような状況もありますからですね、そういうことを考えたときには、やっぱり養生は、しっかり養生して、そしてまた、完成年度もですね、そんなに、10月、12月で、半端ですので、3月末ぐらいとか、いろいろと考えられると思うんですけども、このスケジュールについては、これからですね、ぜひとも建物に支障がないようですね、やっぱり造成の補助、強度を高めるというふうな施策も、建設等々についてはですね、あると思いますので、そこら辺りもひとつ検討したらどうかと思います。いかがですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 山本委員、ありがとうございます。

完成の目標時期につきましては、令和7年12月末ということで、これは市長のほうで明言されておりますので、私たちは、ここに向かって突き進むだけかと思っております。（委員山本幸廣君「ああ、そうね、初めて聞いた」と呼ぶ）

今、山本委員からいただきましたアドバイスにつきましては、十分ですね、工事をやります営繕課のほうとも打ち合わせながらですね、進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 新支所については、屋上のほうに太陽光パネルをつけるということで、すけども、15キロワットですか。だけど、これが支所の中で使う電気の7割を、ここで供給するということです。今、よう話が来るんですけども、蓄電池ですね、あれを置かないのかなという、そういう検討はされたんですかね。7割、7割で。

○復興整備課長（坂井宏全君） 太陽光パネルにつきましては、蓄電池のほうも設置いたします。

私が先ほど申ししたのは、計算上7割を賄えるだけの発電量があるという御理解をいただければと思います。

まずは、蓄電池にためる。それと、非常用として、窓口辺りの電気を絶つわけにいかない電源には、常時回すというところで設計がされているようです。

まずは、蓄電池とその窓口の非常用電源を兼ねた電源に回すというところで進めております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんね。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、先ほど聞きそびれたんですが、災害公営住宅のほう、太陽光パネルは設置されるんですよね。こちらのほうの考え方、売電なのか、施設内なのか、そこをお聞かせください。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

こんにちは。住宅課の村上でございます。

今、大倉委員のほうからお話がありました件につきましては、公営住宅のほうでは、太陽光設備のほう、2.4キロワットの設置を検討しておりまして、蓄電池のほうも設置をする予定にしております。

ただし、こちらの活用につきましては、外灯とか、そういったものに活用するという計画にしております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） それから、災害公営住宅の家賃についてお聞かせいただけますか。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

災害公営住宅の家賃の設定につきましては、公営住宅の家賃といいますのは、公営住宅法に定めます入居者の収入及び公営住宅の立地条件、あるいは規模、そして建設時からの経過年数と利便性などを考慮して設定をしておりますので、その方の所得収入とか、そういったもので、当然家賃というのは変わってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 平均所得で、例えば500万円とか、400万円とかとした場合の、あと扶養家族が何名というようなですよ、標準的なパターンで、何か算定されたものというのではないですかね。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

所得部位が一番低い、年金生活者の方でございましたら、合志野団地でありますと、一番安くて1万5000円でございます。

続いて、中津道住宅については、2LDKで、これが1万8400円、それと、3DKである藤本団地については1万9100円という家賃になってございます。

それと、一番高い2万4000円以下なんですけども、こちらになりますと、合志野団地でありますと2万9600円、中津道住宅で3万6000円、藤本団地で3万7500円というのが最高の家賃額ということになります。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） これ、確認なんですけ

ども、完成のイメージ図の外観の中でですね、目を通していただければと思いますが、県道中津道線の前から、球磨川の護岸から入って、今、この緑のスペースなんですけども、これについてのイメージ図というとか、これは県が何か、水辺の広場とか、何かそういうような考え方を持っておったような気がするんですけども、それを説明してください。

○復興整備課長（坂井宏全君） ただいま山本委員からお尋ねがありました支所の道を挟んだ向かい側ということですが、こちらはですね、支所と災害公営住宅の設計に基づくパースですので、ちょっとこっちのほうは曖昧にしております。

県道より川側につきましては、河川防災ステーションを整備することが、国のほうで整備されることが決まっております。

現在、国が設計をやってらっしゃるところであります、ここは国のデータをいただかないと、ちょっと描けなかったところであります。

一応基本計画ではですね、この支所の正面の川側へ続く道、これは坂本橋へ続く導入路なんですけども、これより上流側にヘリポートと駐車場、それと土砂などを備蓄される。下流側には土砂と岩砕をされるというところで、計画はされております。

今後はですね、その防災ステーションの上層部ですね、備蓄の土砂などを、そのままの状態にしておきますと、景観もよろしくありませんし、もったいないという御意見もありますので、そこは、今後全庁的にですね、利活用の方法を考えていきたいと思っております。

イメージとしましては、川に親しむ広場、グラウンドとか、そういうのが整備できればと考えているところでございます。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。その中で、いかに国の補助事業が、その対象物にあるのかということも、今から考えてい

ただきたいと。これはもう意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今のちょっと関連なんです、岩砕を置いてある場所というのは、市で整備するということになるんですか。

○復興整備課長（坂井宏全君） 防災ステーションにつきましては、国が整備されますので、計画堤防高よりちょっと高いぐらいに、岩砕とか、土砂とかを、地中に備蓄するようなイメージを持っていいただければと思います。

国のほうは、地中に埋めるということはされませんので、その岩砕がそのままの状態で見えてしまうような状態になりますので、市のほうで、その上のほうは利活用していいということ、国から言われておりますので、そこに泥なり、（委員橋本幸一君「済んだ後は、市で整備行うちゅうことで理解してよかですね」と呼ぶ）ただ、有事の際は掘り起こして持っていけますので、建物あたりは建てられないという条件はついております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で坂本支所周辺の整備についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（上村哲三君） 小会します。

（午前 11 時 57 分 小会）

（午前 11 時 59 分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますのでこれを許可します。どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 先ほどは失礼いたしました。

デジタル医療M a a Sの説明の中で、資料 1

の③の事業の部分の費用の増額分についてというところでございました。

こちらにつきまして、令和 6 年度増額になっている部分につきましては、医療M a a S推進事業を実施する中で、いわゆる企画推進をする部分の費用というところになります。

内容としましては、今年度、令和 6 年度から実証事業から実装ということでですね、本格運用へシフトする部分に向けた各種支援の部分、それと他の中山間地域デジタル技術を活用した遠隔診療、こちらの試みというところですね、取組のほうを検討していくということで、この部分の費用の増額というところになります。

以上、お答えでございます。

○委員長（上村哲三君） そのほか、当委員会の特定事件について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で令和 2 年 7 月豪雨に関する諸問題の調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の特定事件であります令和 2 年 7 月豪雨に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午後 0 時 01 分 小会）

（午後 0 時 04 分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

当委員会の管外行政視察につきましては、今

年度は１０月下旬から１１月中旬頃に実施したいと思いますので、御承知おき願います。また、調査事項につきましては、８月下旬までに書記へ御連絡いただければと思います。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和２年７月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午後０時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和６年６月１０日

令和２年７月豪雨に関する特別委員会
委 員 長